

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第5号

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則

総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事務分掌） 第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。 秘書室～総合政策部 略 総務部 総務課～契約検査課 略 税務課 税政係 （1）～（6）略 <u>（7）略</u> 市民税係～納税係 略 市民生活部 人権・まちづくり課 国際・交流推進係 略</p>	<p>（事務分掌） 第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。 秘書室～総合政策部 略 総務部 総務課～契約検査課 略 税務課 税政係 （1）～（6）略 <u>（7）ふるさと納税に関すること。</u> <u>（8）略</u> 市民税係～納税係 略 市民生活部 人権・まちづくり課 国際・交流推進係 略</p>

改正後	改正前
<p>人権啓発係 (1)～(6) 略 (7) 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に関すること。 (8)及び(9) 略 交通政策課及び市民課 略 文化スポーツ部 スポーツ振興課及び生涯学習課 略 文化芸術課 (1)～(5) 略 <u>(6) 雪舟生誕地公園に関すること。</u> <u>(7) 略</u> 保健福祉部 健康医療課 略 福祉課 福祉総務係 (1)～(9) 略 <u>(10) 社会福祉連携推進法人の認定, 定款の変更, 認定の取消等に関すること。</u> <u>(11) 社会福祉連携推進法人の指導監査に関すること。</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> 障がい福祉係 略 生活福祉係 (1) 略 (2) 行旅死病人の取扱いに関すること。 (3)及び(4) 略 こども課及び長寿介護課 略 産業部～環境水道部 略</p>	<p>人権啓発係 (1)～(6) 略 (7) 公益通報者保護法に関すること。 (8)及び(9) 略 交通政策課及び市民課 略 文化スポーツ部 スポーツ振興課及び生涯学習課 略 文化芸術課 (1)～(5) 略 <u>(6) 略</u> 保健福祉部 健康医療課 略 福祉課 福祉総務係 (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> 障がい福祉係 略 生活福祉係 (1) 略 (2) <u>浮浪者及び</u>行旅死病人の取扱いに関すること。 (3)及び(4) 略 こども課及び長寿介護課 略 産業部～環境水道部 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。